

令和6年度戸沢学園ネットワークアセスメント業務委託仕様書

1 業務目的

本業務は、ネットワーク環境の評価（アセスメント）を行い、ネットワークに関する課題を明らかにすることで、文部科学省が提示する「学校規模ごとの当面の推奨帯域」を実現し、通信ネットワークに係るトラブル事象を可能な限り未然に防ぎ、児童生徒が安定したネットワーク環境の下、ICTを活用した学習を行えるようにする事を目的とする。

2 業務名

令和6年度戸沢学園ネットワークアセスメント業務委託

3 履行場所

山形県最上郡戸沢村大字蔵岡2905-7 戸沢村立戸沢学園

4 履行期間

令和7年2月28日（金）

5 業務内容

受託する業務内容については、下記の通りとする。なお、提出物については、「7 成果品」に基づく。

(1) 調査内容

受託者は、下記の内容の調査を行う。詳細は、別紙「ネットワークアセスメント業務委託 特記仕様書」に基づく。

(ア) 全体調査

(イ) ネットワーク機器調査

(ウ) 通信品質調査

(エ) 有線LAN調査

(オ) 無線LAN調査

(カ) WAN回線調査（インターネット回線）

(キ) その他委託者と受託者協議のうえ必要と認める調査

(2) 調査時の留意事項

(ア) 各施設内で調査を行う際は、授業等の妨げにならないよう十分配慮すること。

(イ) 機器の設置及び、撤去等、ネットワークの切断が想定される場合は、事前に委託者と協議すること。

(ウ) ネットワーク機器の設定変更を行う場合、設定変更内容及び、設定変更手順を委託者と協議すること。

(エ) 受託者は、万が一、ネットワーク機器の設定変更等を行った際、業務に影響を与える障害が発生した場合は、速やかに対処にあたること。

(3) 調査結果報告書

受託者は、上記「(1) 調査内容」の調査結果に基づき、委託者に調査結果報告書を提出する。

(4) 改善提案書

受託者は、上記「(1) 調査内容」及び「(2) 調査結果報告」に基づき、改善提案書を提出する。

6 業務計画書

受託者は、下記の書類を着手前に提出し、委託者の承諾を得ること。

(1) 業務計画書

(2) 全体スケジュール

(3) 調査内容と調査期間

(4) 業務体制

(5) その他委託者と受託者協議のうえ必要と認めるもの

7 調査結果報告及び成果品

受託者は、調査によって得られたデータに基づき、ネットワーク環境の分析結果及び、改善案を報告書としてまとめ提出すること。詳細は、下記の通りとする。

なお、成果物は、紙媒体及び、電子媒体（CD-ROM、DVD-ROM 等）で各 1 部提出するものとする。

報告内容の詳細は、別紙「ネットワークアセスメント業務委託 特記仕様書」に基づき調査した内容とする。概要は下記の通り。

(1) 調査結果報告書

(ア/イ) 全体調査/ネットワーク機器調査

(ウ) 通信品質調査

(工) 有線 LAN 調査

(オ) 無線 LAN 調査

(カ) WAN 回線調査

(キ) その他委託者と受託者協議のうえ必要と認めるもの

(2) 改善提案書

改善提案書には、下記の事項を記載する。

(ア) 文部科学省が定める当面の推奨帯域を実現するための改善策

参考：学校規模ごとの推奨帯域

戸沢学園の学校規模	推奨帯域 (Download)
児童生徒数 245人	395Mbps

(イ) その他 GIGA スクール構想実現に向けた改善策及び改善後の通信速度

(ウ) 上記改善策の実現のための必要経費等

(エ) その他委託者と受託者協議のうえ必要と認めるもの

8 参考資料

本業務の実施にあたり、下記の資料を参考とすること

- (1) GIGA スクール構想の実現 学校のネットワーク改善ガイドブック (令和6年4月/文部科学省)
- (2) 通信ネットワーク環境の評価(アセスメント)の実施について(依頼) (令和5年2月3日付け事務連絡/文部科学省)
- (3) 学校のネットワークの現状について (令和6年4月 / 文部科学省)

9 貸与物品

委託者は、受託者に対し、業務の遂行に必要な情報及び資料を貸与する。具体的には下記の通り。

- (1) 令和4年度戸沢学園 ICT 環境・機器整備事業 資料
- (2) 令和2年度公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金事業 資料
- (3) 校内 ICT 機器、GIGA スクールタブレット端末等
- (4) その他委託者と受託者で協議のうえ必要と認める書類・物品等

10 著作権

- (1) 成果物の著作権は、対価の支払いにより、委託者に移転する。
- (2) 受託者は、委託者及び、第三者に対し、成果物の著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、本業務で作成された成果物が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証する。

1 1 機密保持

- (1) 業務の実施により知り得た各種情報については、その取扱いを厳重に行い、第三者に漏洩することのないようにすること。契約終了後又は解除後においても守秘義務を負うものとする。

1 2 その他

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 本業務に要する経費は、全て受託者の負担とすること。
- (3) 委託者と十分協議を行い、現状の課題及び解決策を提示するものとする。
- (4) 本業務を円滑、安全かつ適切に実施するため、万全な体制を構築すること。
- (5) 関係法令及び条例を遵守すること。
- (6) 本業務の全体の業務状況を総合的に管理し、各業務間の相互調整を適切に実施するため、適切な人員を配置し、現場責任者を設け、調査中、委託者及び学校と連絡が可能な体制を構築すること。
- (7) 本業務のネットワーク環境調査および評価は、文部科学省が示すネットワークアセスメントの指針に沿って行うこと。また、アセスメントにあたっては、第三者的な視点を持って行うこと。
- (8) 学校内での作業については、委託者及び学校と打ち合わせのうえ、日程調整を行うこと。
- (9) 本仕様書に記載されていない事項は、双方協議のうえ決定することとする。